

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」に関する御意見募集の結果について

令和4年7月22日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」について、令和4年6月1日から同月30日まで御意見の募集を行ったところ、1件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する当グループの考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>今回 戸籍関係情報を情報連携の対象に追加するということについて、昨今の事件や情報漏洩等デジタル技術の進歩に対する個人情報保護やセキュリティ対策に関しての心配がある。</p> <p>住基制度や番号法の違憲訴訟の判決において、「分散管理、アクセス制御等により「システムの安全性が確保されている」というが、これをすり抜ける技術もいたちごとこである。ビッグデータという多くの個人情報が芋づる式に紐づけされる番号制度の利用では第三者によるなりすましの危険性がある。</p>	<p>マイナンバー制度では、①行政機関等の保有する個人情報は、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとする、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。</p> <p>また、なりすまし対策については、①対面で手続を行う場合は、本人の写真が掲載された個人番号カード等により、マイナンバーの確認と身元の確認を厳格に行う、②ネットワークを通じて手続を行う場合は、個人番号カードのICチップに格納された電子証明書により本人確認を行う等の措置を講じています。</p>